特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
20	委員報酬・謝金等の源泉所得税（本庁分）に係る法定調書作成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士宮市は、委員報酬・謝金等の源泉所得税（本庁分）に係る法定調書作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

富士宮市

公表日

令和7年3月3日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	委員報酬・謝金等の源泉所得税（本庁分）に係る法定調書作成に関する事務
②事務の概要	職員及び会計年度任用職員以外の各種委員等に対する報酬等の支払、また、不動産の使用料等の支払いについて、法定調書（給与支払報告書含む）を提出し、支払を受ける者への交付を行う。
③システムの名称	財務会計システムFAST

2. 特定個人情報ファイル名
各種委員等報酬源泉簿ファイル 報酬等支払調書ファイル 不動産の使用料等の支払調書ファイル 不動産の譲受けの対価の支払調書ファイル 不動産の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項（利用範囲） ・所得税法第225条第1項第3号及び第9号（支払調書の作成及び税務署への提出） ・所得税法第226条第1項（源泉徴収票の作成及び税務署への提出並びに支払を受ける者への交付） ・地方税法317条の6第1項（給与支払報告書の作成及び市町村への提出）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	–	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部人事課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部人事課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部人事課 〒418-8601　富士宮市弓沢町150番地 電話番号　0544-22-1124

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う職員の名簿を年度ごとに作成し、特定個人情報ファイルへのアクセス権限の適切な管理を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[　　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルへアクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月10日	Ⅰ-5-②所属長	人事課長　塩川　有一	人事課長　小林　博之	事後	
平成28年8月10日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成28年8月10日時点	事後	
平成28年8月10日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成28年8月10日時点	事後	
平成29年7月28日	I-1ー③システムの名称	システム未導入	PCA法定調書X	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成28年8月10日時点	平成29年7月28日時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成28年8月10日時点	平成29年7月28日時点	事後	
平成30年6月25日	Ⅰ-5-②所属長の役職	人事課長　小林　博之	課長	事後	
平成30年6月25日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成29年7月28日時点	平成30年6月25日時点	事後	
平成30年6月25日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成29年7月28日時点	平成30年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	様式変更		Ⅳリスク対策を追加	事前	
令和2年3月31日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	平成30年6月25日時点	令和2年1月27日時点	事前	
令和2年3月31日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	平成30年6月25日時点	令和2年1月27日時点	事前	
	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和2年1月27日時点	令和3年1月25日時点	事前	
	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和2年1月27日時点	令和3年1月25日時点	事前	
	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和3年1月25日時点	令和4年1月25日時点	事前	
	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年1月25日時点	令和4年1月25日時点	事前	
令和5年4月1日	I-1ー③システムの名称	PCA法定調書X	財務会計システムFAST	事後	
	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和4年1月25日時点	令和5年4月1日時点	事後	
	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和4年1月25日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月17日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	